

## 法人税の申告期限延長の特例の適用を受けるに当たっての留意点

平成29年4月18日

経済産業省経済産業政策局企業会計室

平成29年度税制改正においては、「攻めの経営」を促すコーポレートガバナンス税制の一環として、企業と株主・投資家との充実した対話を促すため、上場企業等が定時総会の開催日を柔軟に設定できるよう、企業が決算日から3ヶ月を越えて定時総会を招集する場合、総会后に法人税の確定申告を行うことを可能とする措置が講じられました。

そこで、今回、定時総会における議決権行使基準日を決算日とは異なる日に設定し、定時総会の開催日を変更することを検討している企業が法人税の申告期限の延長の特例の適用を受ける際の参考となるよう、改正後の法人税法第七十五条の二第一項第一号(以下、本特例)の解釈等について、国税当局にも確認の上、整理・公表することとしました。

内容は以下のとおりです。

### **1. 本特例の適用対象の範囲**

本特例は、会計監査人を設置している法人が対象となります(法人税法第七十五条の二第一項第一号)。

また、本特例の適用を受けるためには、「定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの」(以下「定款等」という。)の定めにより事業年度終了の日から3ヶ月以内に定時総会が招集されない常況にあることが必要です。

この「定款等」とは、法人の最も基本的な事項について定めた根本規則を指します。株式会社の場合、定款がこれに該当し、例えば株式取扱規程等の規程や取締役会等の議事録はこれに含まれません。

なお、延長する月数は、法人の申請に基づき、税務署長が指定することとなります。

### **2. 定款等の定めと税務署長への提出書類**

本特例の適用を受けるためには、上記1のとおり、定款等の定めにより、事業年度終了の日から3ヶ月以内に定時総会が招集されない常況にあると税務署長が確認できることが前提となります。

この定款等の定めについては、その招集時期の定め方によって、以下の4つのケースが考えられますが、それぞれのケースにおける本特例の適用の有無及び「申告

期限の延長の特例の申請書」(以下「申請書」という。)の添付資料について整理しましたので、定款等の定めを変更する場合の参考としてください。

- ・ 定款等において定時総会の招集時期を、特定の月と定めている場合【ケース A】
- ・ 定款等において定時総会の招集時期を、2ヶ月以上の期間により定めている場合【ケース B】
- ・ 定款等において議決権行使基準日を定めているが、定款等に定時総会の招集時期の定めがない場合【ケース C】
- ・ 定款等において議決権行使基準日からの期間により定時総会の招集時期を定めているが、定款等に議決権行使基準日の定めがない場合【ケース D】

**(1) 定款等において定時総会の招集時期を、特定の月と定めている場合【ケース A】**

(定款等の記載例)※決算日が3月末日の場合

➤ ケース A-1

「当会社の定時株主総会は、毎年7月にこれを招集する。」

- 上記の場合、「各事業年度終了の日の翌日から3月以内」に定時総会が招集されない常況にあると認められますので、本特例の適用を受けることができます。
- なお、申請書には、定款等の写しを添付してください。

**(2) 定款等において定時総会の招集時期を、2ヶ月以上の期間により定めている場合【ケース B】**

(定款等の記載例)※決算日が3月末日の場合

➤ ケース B-1

「当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5月31日とする。」と定めた上で、「当会社の定時株主総会は、議決権の基準日から3か月以内にこれを招集する。」

➤ ケース B-2

「当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。」と定めた上で、「当会社の定時株主総会は、議決権の基準日から3か月以内にこれを招集する。」

➤ ケース B-3

「当会社の定時株主総会は、毎年6月または7月にこれを招集する。」

➤ ケース B-4

「当会社の定時株主総会は、毎年7月または8月にこれを招集する。」

- 上記 B-2 又は B-4 の場合、「各事業年度終了の日の翌日から3月以内」に定

時総会が招集されない常況にあると認められますので、本特例の適用を受けることができます。

- また、上記 B-1 又は B-3 の場合、定時総会の招集時期が7月(又は8月)であるときは、「各事業年度終了の日の翌日から3月以内」に定時総会が招集されない常況にあると認められますので、本特例の適用を受けることができます。
- なお、法人が申請する延長月数について、税務署長が確認する必要がありますので、申請書には、定款等の写しに加えて、定時総会の招集月が確認できる次のような資料を添付してください。
  - ① 定時株主総会の招集時期に関する定款変更議案について、「株主の議決権行使検討期間の確保」、「株主・投資家との対話期間の確保」、「情報開示充実のための作業期間の確保」など、7月以降の特定の月に定時株主総会を招集することとした「提案の理由」を記載した株主総会参考書類
  - ② 「集中日を回避した株主総会の設定」欄に決算日から3ヶ月を超えた日に定時株主総会を開催することを記載したコーポレートガバナンス報告書
  - ③ その他変更後の定時総会の招集月が明らかとなる書類（招集時期の変更を決議した取締役会の議事録など）

**(3) 定款等において議決権行使基準日を定めているが、定款等に定時総会の招集時期の定めがない場合【ケースC】**

(定款等の記載例)※決算日が3月末日の場合

- ケース C-1  
「当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5月31日とする。」(定時総会の招集時期の定めなし)
- ケース C-2  
「当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。」(定時総会の招集時期の定めなし)

- 上記 C-2 の場合、「各事業年度終了の日の翌日から3月以内」に定時総会が招集されない常況にあると認められますので、本特例の適用を受けることができます。
- また、上記 C-1 の場合、定時総会の招集時期が7月(又は8月)であるときは、「各事業年度終了の日の翌日から3月以内」に定時総会が招集されない常況にあると認められますので、本特例の適用を受けることができます。
- なお、法人が申請する延長月数について、税務署長が確認する必要がありますので、申請書には、定款等の写しに加えて、定時総会の招集月が確認でき

る次のような資料を添付してください。

- ① 定時株主総会の招集時期に関する定款変更議案について、「株主の議決権行使検討期間の確保」、「株主・投資家との対話期間の確保」、「情報開示充実のための作業期間の確保」など、7月以降の特定の月に定時株主総会を招集することとした「提案の理由」を記載した株主総会参考書類
- ② 「集中日を回避した株主総会の設定」欄に決算日から3ヶ月を超えた日に定時株主総会を開催することを記載したコーポレートガバナンス報告書
- ③ その他変更後の定時総会の招集月が明らかとなる書類（招集時期の変更を決議した取締役会の議事録など）

**(4) 定款等において議決権行使基準日からの期間により定時総会の招集時期を定めているが、定款等に議決権行使基準日の定めがない場合【ケースD】**

(定款等の記載例)※決算日が3月末日の場合

➤ ケースD-1

「当会社の定時株主総会は、議決権の基準日から3か月以内にこれを招集する。」(議決権行使基準日の定めなし)

- 定款等で定時総会に係る議決権行使基準日を定めていない場合、会社法上、会社が定めた議決権行使基準日を都度公告する必要があるものの、定款等の定めからは「各事業年度終了の日の翌日から3月以内」に定時総会が招集されない常況にあることが確認できません。このため、本特例の適用を受けられないということとなります。

(注) 上記(1)から(4)までについては、法人税法第七十五条の二第一項柱書の「各事業年度終了の日の翌日から二月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合」に該当するかどうかの考え方についても、同様となります。

**3. 「当該定めの内容を勘案して四月を超えない範囲内において税務署長が指定する月数の期間」の具体例**

法人税の申告期限の延長は、法人税法第七十五条の二第一項第一号に「当該定めの内容を勘案して四月を超えない範囲内において税務署長が指定する月数の期間」とされており、法人の申請に基づき、税務署長が指定することとなっています。

上記2で掲げる定款等の記載例をもとに延長可能な法人税の申告期限を整理すると、以下のとおりです。

(定款等の記載例)※決算日が3月末日の場合

- ケース A-1  
「当会社の定時株主総会は、毎年7月にこれを招集する。」
  - － 申告期限は、2月(7月末日)延長可能です。
- ケース B-1  
「当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5月31日とする。」と定めた上で、「当会社の定時株主総会は、議決権の基準日から3か月以内にこれを招集する。」
  - － 申告期限は、定時総会の招集時期に応じて、2月(7月末日)又は3月(8月末日)延長可能です。
- ケース B-2  
「当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。」と定めた上で、「当会社の定時株主総会は、議決権の基準日から3か月以内にこれを招集する。」
  - － 申告期限は、定時総会の招集時期に応じて、2月(7月末日)、3月(8月末日)又は4月(9月末日)延長可能です。
- ケース B-3  
「当会社の定時株主総会は、毎年6月または7月にこれを招集する。」
  - － 申告期限は、定時総会の招集時期が7月である場合には、2月(7月末日)延長可能です。
- ケース B-4  
「当会社の定時株主総会は、毎年7月または8月にこれを招集する。」
  - － 申告期限は、定時総会の招集時期に応じて、2月(7月末日)又は3月(8月末日)延長可能です。
- ケース C-1  
「当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5月31日とする。」(定時総会の招集時期の定めなし)
  - － 申告期限は、定時総会の招集時期に応じて、2月(7月末日)又は3月(8月末日)延長可能です。
- ケース C-2  
「当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。」(定時総会の招集時期の定めなし)
  - － 申告期限は、定時総会の招集時期に応じて、2月(7月末日)、3月(8月末日)又は4月(9月末日)延長可能です。

なお、税務署長は、本来の申告期限の翌日を起算日として月数を指定することとなります。このため、例えば決算日が3月20日である企業の場合、申告期限は、ケースA-1においては7月20日、ケースB-1で定時総会を8月21日から9月20日までの期間に招集することとしている場合においては、9月20日とすることができます。

また、本特例の申告期限の延長は「四月を超えない範囲内」で認められることとなりますが、これは「決算日の翌日から6ヶ月以内」を意味します(原則2ヶ月+特例4ヶ月)。例えば、3月末日が決算日である企業については最大9月末日まで、3月20日が決算日である企業については最大9月20日までの延長が認められることとなります。

#### **4. 申請書の提出期限**

申請書に定款等の写し及び上記各ケースによって必要となる書類を添付し、本特例の適用を受けようとする事業年度終了の日まで(連結事業年度について申請する場合には、連結事業年度終了の日の翌日から45日以内)に納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

#### **5. 適用時期**

改正後の法人税法については、平成29年4月1日より施行となっていますので、本特例の適用を受けるための申請も同日より可能です。

#### **【参考】法人事業税の申告期限延長の特例**

なお、法人事業税の申告期限の延長の特例である改正後の地方税法第七十二条の二十五第三項第一号(同法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。)の解釈等については、上記1.～5.と同様になります。

また、法人事業税の申告期限の延長の特例を受けるためには、本特例に係る税務署長への申請とは別に都道府県知事への申請が必要となりますので、御留意ください。

これらの点については、総務省に確認済です。

以上

(参考)関係法令

## 法人税法(抄)

### (事業年度の意義)

**第十三条** この法律において「事業年度」とは、法人の財産及び損益の計算の単位となる期間(以下この章において「会計期間」という。)で、法令で定めるもの又は法人の定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの(以下この章において「定款等」という。)に定めるものをいい、法令又は定款等に会計期間の定めがない場合には、次項の規定により納税地の所轄税務署長に届け出た会計期間又は第三項の規定により納税地の所轄税務署長が指定した会計期間若しくは第四項に規定する期間をいう。ただし、これらの期間が一年を超える場合は、当該期間をその開始の日以後一年ごとに区分した各期間(最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間)をいう。

2~4 (略)

### (確定申告書の提出期限の延長の特例)

**第七十五条の二** 第七十四条第一項(確定申告)の規定による申告書を提出すべき内国法人が、定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの(以下この条において「定款等」という。)の定めにより、又は当該内国法人に特別の事情があることにより、当該事業年度以後の各事業年度終了の日の翌日から二月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合には、納税地の所轄税務署長は、その内国法人の申請に基づき、当該事業年度以後の各事業年度(残余財産の確定の日の属する事業年度を除く。以下この項及び次項において同じ。)の当該申告書の提出期限を一月間(次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める期間)延長することができる。

一 当該内国法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、当該定款等の定めにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日の翌日から三月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該定めの内容を勘案して四月を超えない範囲内において税務署長が指定する月数の期間

二 (略)

2~10 (略)

## 会社法(抄)

### (基準日)

**第二百二十四条** 株式会社は、一定の日(以下この章において「基準日」という。)を定めて、基準日において株主名簿に記載され、又は記録されている株主(以下この条において「基準日株主」という。)をその権利を行使することができる者と定めることができる。

- 2 基準日を定める場合には、株式会社は、基準日株主が行使することができる権利（基準日から三箇月以内に行使するものに限る。）の内容を定めなければならない。
  - 3 株式会社は、基準日を定めたときは、当該基準日の二週間前までに、当該基準日及び前項の規定により定めた事項を公告しなければならない。ただし、定款に当該基準日及び当該事項について定めがあるときは、この限りでない。
- 4・5（略）

## 地方税法(抄)

### (中間申告を要しない法人の事業税の申告納付)

**第七十二条の二十五** 事業を行う法人(清算中の法人を除く。以下この条、次条及び第七十二条の二十八において同じ。)は、次条の規定に該当する場合を除くほか、各事業年度に係る所得割(第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人にあつては、付加価値割、資本割及び所得割とする。以下この節において「所得割等」という。)又は収入割を各事業年度終了の日から二月以内(外国法人が第七十二条の九第一項に規定する納税管理人を定めないでこの法律の施行地に事務所又は事業所を有しないこととなる場合(同条第二項の認定を受けた場合を除く。))には、当該事業年度終了の日から二月を経過した日の前日と当該事務所又は事業所を有しないこととなる日とのいずれか早い日まで。第七十二条の二十八第一項において同じ。)に、確定した決算に基づき、事務所又は事業所所在の道府県に申告納付しなければならない。

2 (略)

3 第一項の場合において、同項の法人が、定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの(第一号及び第五項において「定款等」という。)の定めにより、又は当該法人に特別の事情があることにより、当該事業年度以後の各事業年度終了の日から二月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められるときは、当該法人は、事務所又は事業所所在地の道府県知事(二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事)の承認を受け、当該事業年度以後の各事業年度に係る所得割等又は収入割を当該各事業年度(第五項の規定の適用に係る事業年度を除く。以下この項において同じ。)終了の日から三月以内(次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める期間内)に申告納付することができる。

一 当該法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、当該定款等の定めにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から三月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合(次号に掲げる場合を除く。)当該定めの内容を勧告して三月を超え六月を超えない範囲内において当該道府県知事が指定する月数の期間内

二 (略)

4~15 (略)



**(中間申告を要する法人の確定申告納付)**

**第七十二条の二十八** 事業を行う法人は、第七十二条の二十六の規定に該当する場合においては、当該事業年度終了の日から二月以内に、確定した決算に基づき、当該事業年度に係る所得割等又は収入割を事務所又は事業所所在の道府県に申告納付しなければならない。この場合において、当該法人の納付すべき事業税額は、当該法人が当該申告書に記載した事業税額から同条の規定による申告書に記載した事業税額又は同条第五項の規定によつて申告書の提出があつたとみなされる場合において納付すべき事業税額を控除した金額に相当する事業税額とする。ただし、法人が同条に規定する申告書を提出した場合において、この項の規定により申告納付すべき期限までに第七十二条の三十三第二項若しくは第三項の規定による修正申告書の提出があつたとき、又は第七十二条の三十九第一項若しくは第三項、第七十二条の四十一第一項若しくは第三項若しくは第七十二条の四十一の二第一項若しくは第三項の規定による更正があつたときは、当該法人がこの項の規定による申告書に記載した事業税額から控除すべき事業税額は、当該第七十二条の二十六に規定する申告書に記載した事業税額、当該修正申告により増加した事業税額及び当該更正に係る第七十二条の四十四第一項の不足税額の合計額とする。

2 第七十二条の二十五第二項から第十一項まで、第十四項及び第十五項の規定は、前項の規定によつて法人がすべき申告納付及び同項の場合において当該法人が事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書について準用する。

**3・4 (略)**

**(清算中の法人の各事業年度の申告納付)**

**第七十二条の二十九** 清算中の法人は、その清算中に事業年度(残余財産の確定の日の属する事業年度を除く。)が終了した場合においては、当該事業年度の付加価値額、所得又は収入金額を解散をしていない法人の付加価値額、所得又は収入金額とみなして、当該事業年度につき第七十二条の十二、第七十二条の十四から第七十二条の二十まで、第七十二条の二十三から第七十二条の二十四の三まで、第七十二条の二十四の五、第七十二条の二十四の六又は第七十二条の二十四の七第一項から第三項までの規定により当該事業年度の付加価値額、所得又は収入金額及びこれらに対する事業税額を計算し、その税額があるときは、当該事業年度終了の日から二月以内に当該事業年度に係る付加価値割、所得割又は収入割を事務所又は事業所所在の道府県に申告納付しなければならない。

2 第七十二条の二十五第二項から第十一項まで、第十四項及び第十五項の規定は、前項の規定によつて法人がすべき申告納付及び同項の場合において当該法人が事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書について準用する。この場合において、同条第八項中「付加価値額、資本金等の額」とあるのは「付加価値額」と、「付加価値割額、資本割額」とあるのは「付加価値割額」と読み替えるものとする。

**3~5 (略)**